

ファミリーワーケーション推進事業業務委託仕様書

1 業務名

ファミリーワーケーション推進事業業務委託

2 目的

新型コロナウイルス感染症拡大後、テレワーク等の柔軟な働き方の浸透やワーケーションなどの新しい観光と余暇の過ごし方が広がっている。

新しい働き方・学び方として、旅先で親がリモートワークをしている間、子どもは地方ならではの自然体験などを通して学びの機会を得る「ファミリーワーケーション」の機会を提供し、ニーズ分析、課題等を整理し、将来的な関係人口創出や移住・定住につなげることを目的として実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

4 履行場所

福島県岩瀬郡天栄村（以下、「天栄村」という。）

5 業務概要

天栄村ならではの自然や里山を体感できる子供向けの自然体験などのアクティビティ体験メニューや地域住民との交流を取り入れ、都会とかけ離れた環境を体感できる子ども（小学生を想定）向けの体験を組み合わせたファミリーワーケーションモニターツアーを企画・実施する。

子ども向けの体験では、地域の子ども（天栄村立湯本小学校を想定）との交流事業も採り入れる。

ツアー実施後は、参加者へアンケート調査・検証等を行い、ワーケーションの内容などについて分析・検証する。

(1) モニターツアーについて

ア 対象者について

(ア) 首都圏等の都心部で、ワーケーションをはじめとする新しい働き方に関心を示し、移住を検討している、子供（小学生以下）のいるファミリー層など、本モニターツアーの効果検証に貢献できる者であること。

(イ) 人数は合計で10名程度とする。

(ウ) 参加者の選定については、県と協議の上決定すること。

イ モニターツアーの実施時期及び滞在期間について

(ア) 令和6年8月28日（水）～令和6年8月30日（金）とすること。

(イ) 滞在期間は、2泊3日とする。

(ウ) 滞在（宿泊・ワーケーション）は「岩瀬湯本温泉」又は「二岐温泉」（いずれも天栄村内の湯本地区）とする。

- (エ) また、上記の他、福島県県中地域（郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町のことをいう。以下「県中地域」という。）の魅力を感じることができる場所でのワークスペースの使用も可能とする。

ウ ツアーの内容等について

- (ア) モニターツアーの実施については、SNS などを活用し、広くプロモーションすること。
- (イ) モニターツアー開催前にオンラインイベントを開催し、募集告知と併せて県中地域のファミリーワーケーションの周知につなげること。
- (ウ) 下記条件を踏まえたモニターツアー内容の企画立案を行い、参加者募集、参加者の食事、滞在施設、訪問場所の手配、運営スタッフの手配、進行管理、モニターツアー当日運営等の一切の業務を行うこと。
- (エ) 通信セキュリティや通信速度が確保されず、通信環境が不十分な場合、ポケット型Wi-Fiを準備するなど必要な対策を講じること。
- (オ) モニターツアー実施中に参加者が傷害を負った場合や参加者に賠償責任が生じた場合に備え、参加者を補償するための保険に加入すること。
- (カ) ツアー内容の条件
 - a モニターツアーには、子供（小学生程度）が楽しめる体験メニューを組み込むこと。
 - b 参加者に事前アンケートを実施し、参加者のアレルギーの有無などの情報を事前に把握し、受入側と共有する。
 - c 「旅のしおり」を作成・共有し、滞在についての参加者の不安を減らす工夫をすること。
 - d SNS チャットグループなどを活用するなど、参加に際してスムーズな交流が図れるようにすること。
 - e 夕食は宿泊先と相談の上、バーベキューや地域住民と交流できるようなものを取り入れること。
 - f ツアーの中で、子供が地域の子供たちと一緒に自然体験を行うことができる機会を設けること。
 - g 感染症拡大防止対策についても講じること。

(2) 効果検証の実施

- ア 参加者の負担のない範囲で個別ヒアリングや振り返りワークショップを開催し、意見を集約する。
- イ モニターツアー参加者に対してアンケートを行い、ワーケーションに必要と考えられるコンテンツや、滞在施設の環境等の課題の抽出を行うこと。
- ウ アンケート等の内容を検証し、県に対してワーケーションの推進についての提案

をすること。

6 その他運営上の要件

(1) 事業方針

本仕様書の目的を踏まえた事業方針とすること。

(2) 実施体制

実施体制には、統括責任者及び業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

(3) 事業実施スケジュール（事業計画書）の作成

契約締結後、事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

7 報告書・成果品の提出

(1) 実施後参加者アンケート

〈内容〉 ツアー参加者を対象としたアンケート

記入された個人情報、県からの移住に関する情報提供や諸連絡の目的で利用する旨を記載しておくこと。

(2) 提案書の提出

アンケートの内容を基に効果等を分析・検証し、ワーケーションを推進するための提案書を作成し、提出すること。

(3) 業務完了報告書

県指定様式

撮影した写真データ（JPEG 形式）等を CD-R 等の外部記録媒体に保存し、併せて提供すること。

(4) 納品場所

福島県郡山市麓山一丁目 1 番 1 号

福島県県中地方振興局 企画商工部地域づくり・商工労政課

8 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、県の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

ア 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに県に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上決定するものとする。

イ 県は、著作権法第 20 条（同一性保持権）の 2 に該当しない場合においても、その

使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作人格権を主張しないものとする。

ウ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

県は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、福島県個人情報保護条例を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。